

## 応用森林学会「森林応用研究」投稿規程

1. 応用森林学会の機関誌は、和名を「森林応用研究」と称し、英名を「Applied Forest Science」と称する。
2. 投稿は会員に限る。ただし、筆頭者以外の共同執筆者には非会員を含むことができる。なお依頼稿については会員、非会員を問わない。
3. 会員は投稿規程と執筆要領に従って投稿する。原稿と図・表の電子ファイル(PDF形式)を編集委員会に電子メールの添付ファイルで提出する。
4. 投稿の種別は総説、論文、短報、資料・技術ノートおよびその他とし、部門は林政、経営、立地、造林、育種、保護、特産、防災、利用、緑化などとする。総説は、研究史、研究の現状と将来展望などについてまとめたものである。論文は、新規性、有用性があり、価値のある結論を含んでいなければならない。短報は予報的・速報的な、論文に準ずる内容を有する報告とする。資料・技術ノート及びその他は、構成や新規性を問わないが、森林・林業、林産業等に有意義な情報を提供するものとする。その他とは、記録、書評などとする。
5. 原稿は和文もしくは英文とする。原稿の長さは原則として、規定の書式(「森林応用研究」原稿作成例)による。論文と総説はすべてを含む刷り上がりが12頁以内、短報、資料・技術ノート、その他は8頁以内とする。何れの場合も、やむを得ない場合は規定頁数の1.5倍までを認める。論文については、和文要旨および英文要旨の双方を、また、図・表の表題および図・表中の説明には必ず和文・英文を併記するものとする。なお、すべての英文は英語を母国語とする者等の校閲をあらかじめ受けるものとする。論文以外については、和英要旨の記載、図表の英文併記を省くことができる。
6. 原稿の採否は、複数の審査者による審査結果にもとづいて編集委員会が決定する。著者は審査終了通知を受けたのちに、編集委員会の指定する形式でファイルを提出する。
7. 著者校正は初稿に限り、また、誤植の訂正程度にとどめる。
8. 総説、論文、短報、資料・技術ノートについては、依頼原稿および編集委員会で認められた場合を除いて掲載料を請求する。原稿の種類にかかわらず、別刷りは50部単位で購入できる。掲載料および別刷り代金は別表「学会誌にかかわる著者負担経費に関する内規」に定める。
9. 原稿に関する連絡は、編集委員会事務局宛とする。
10. 「森林応用研究」に掲載されたものの著作権は、応用森林学会に属する。

付則1. 本規程は平成22年10月22日より実施する。

付則2. 本規程は令和3年11月20日より実施する。

## 学会誌にかかわる著者負担経費に関する内規

1. 応用森林学会「森林応用研究」投稿規程における掲載料および別刷り代金は、下表の通り定める。

|        | 掲載料(1 ページあたり) | 別刷り代金(1 ページ・50 部あたり) |
|--------|---------------|----------------------|
| モノクロ原稿 | 2,000 円/ページ   | 600 円/ページ・50 部       |
| カラー原稿  | 8,000 円/ページ   | 1,200 円/ページ・50 部     |

2. 上記価格は、学会誌印刷部数および印刷費用の変動に従い、編集委員会の決定および学会ウェブサイトにおける告知によって変更できる。
3. 学会誌への掲載をモノクロ、オンライン閲覧および別刷りのみカラーとすることも可能とする。
4. 著者校正時にページ数および別刷り部数等を確認し、著者負担経費を確定するものとする。
5. 著者校正後の図・表等の書き直しおよび修正は、著者の実費負担とする。
6. アート紙印刷等の特殊印刷については、著者の実費負担とする。

付則. 本内規は令和3年11月20日より実施する。